

一般社団法人 日本環境教育学会 研究会規程

2016年12月3日 制定

2018年8月24日 改訂

2020年9月19日 改訂

2021年12月6日 改訂

2025年6月27日 改訂

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第55条に基づき、研究会の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 研究会は、理事会の承認を経て設置する。

2 当初の目的を達成した場合や特段の理由がある場合、理事会の承認を得て終了することができる。

(研究会の形態と設置期間)

第3条 研究会は、以下の形態とする。

(1) 研究会タイプA「基本課題推進型」

(2) 研究会タイプB「重点課題対応型」

(3) 研究会タイプC「協働研究支援型」

2 研究会タイプA「基本課題推進型」は、理事会及び研究委員会が主体的に推進する研究会とし、設置期間を事前に設けない常設研究会とする。ただし、理事会の審議により、設置期間や終了年度を定めることができる。

3 研究会タイプB「重点課題対応型」は、公募型の研究会とし、設置期間は3年を原則としつつ理事会が定める。継続が必要な場合は、理事会の承認を経て更新することができる。研究委員会は公募にあたり、予めキーワードやテーマを提案することができる。

4 研究会タイプC「協働研究支援型」は、分科会型の研究会とし、研究会よりも規模の小さい複数の分科会によって構成されるものとする。設置期間は3年以内を原則とし、分科会の要望を経て研究委員会が定める。継続が必要な場合は、研究委員会の承認を経て更新することができる。

(研究会の代表者)

第4条 研究会の代表者は正会員とし、研究会の設置とあわせて理事会の承認を得るものとする。

2 研究会の代表者は、研究委員会の委員となるものとする。

3 研究会の代表者は、他の研究会の代表者を兼務することはできない。

4 必要があるときは、研究会の代表者を複数名とすることができる。この場合、そのうちの1名が第3条2項の研究委員会の委員となるものとする。

(研究分科会の正副統括者及び責任者)

第5条 研究会タイプC「協働研究支援型」に統括者及び副統括者を置く。統括者及び副統括者は、原則として研究委員会の正副委員長とするが、理事会の承認を得て変更することができる。さらに各分科会に責任者を置く。責任者は研究委員会の委員とはしないが、研究委員長が認めた場合は研究委員会に出席できる。但しその場合も、議決権は有しないも

のとする。

(研究会及び研究分科会の活動計画と報告)

第6条 研究会の代表者及び研究分科会の責任者は、毎事業年度の始めに活動計画と予算要望を研究委員長に提出しなければならない。

2 研究会の代表者及び研究分科会の責任者は、毎事業年度の終了後すみやかに活動報告と会計報告を研究委員長に提出しなければならない。

3 研究会は、研究委員長の要請があった場合、年次大会での報告を行わなければならない。さらに、研究活動や成果等の情報が会員に共有されるよう、可能な範囲で開かれた運営に努めなければならない。研究分科会も、可能な範囲でこれらに準ずるものとする。

(研究会及び研究分科会の構成員)

第7条 研究会の代表者及び研究分科会の責任者は、研究会の構成員の名簿を、各事業年度の始めと終わりに研究委員長へ提出しなければならない。

2 研究会及び研究分科会は、それぞれ参加者の半数を超えない範囲で非会員を加えることができる。但し、非会員の参加は研究委員会による承認を必要とするものとする。

3 研究会及び研究分科会への参加者は、日本環境教育学会の定款・研究委員会規程・倫理規程などを遵守しなければならない。これに違反すると理事会が判断した場合には、参加資格を失うものとする。

(その他)

第8条 研究会の設置および運営に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規程の改訂)

第9条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2025年6月27日から施行する。